

平成23年度第5回理事会議事概要

日 時 : 平成23年9月7日(水) 15:30~16:00

場 所 : 森林総合研究所 特別会議室

出席者 :	理事長	鈴木 和 夫
	理事(企画・総務担当)	福田 隆 政
	理事(研究担当)	大河内 勇
	理事(育種事業・森林バイオ担当)	平 野 秀 樹
	理事(業務承継円滑化・適正化担当)	町 田 治 之
	理事(森林業務担当)	山 口 正 三
	監事	西 田 篤 實
	総括審議役	安 藤 伸 博
	総括審議役	志 田 孝 一
	審議役	渡 邊 聡
	企画部長	平 川 泰 彦
	総務部長	安 樂 勝 彦

1. 開会

2. 議事

本日は、報告が4件となっている。

(- 1) 農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会(8月23日)概要報告につ

いて

(企画部長) <資料 - 1 - 1 及び - 1 - 2 を説明>

資料 - 1 - 1 の平成 22 年度業務の実績に関する評価結果であるが、s 評価が二つ、他は a 評価ということで、総合評価は A 評価を頂いている。s 評価は、「森林への温暖化影響予測及び二酸化炭素吸収源の評価・活用技術の開発」と「森林生物の生命現象の解明」の評価単位で頂いている。

資料 - 1 - 2 の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果では、s 評価を三つ頂いており他はすべて a 評価で、総合評価は A 評価ということになっている。内訳は、「森林への温暖化影響予測及び二酸化炭素吸収源の評価・活用技術の開発」と「生物多様性保全技術及び野生生物等による被害対策技術の開発」、「森林生物の生命現象の解明」の評価単位が s 評価ということで、非常に良い評価を頂いている。

ちなみに第 1 期中期目標期間終了時には、a +、これは今の s に該当するが、これが三つであり、同じような結果であった。

次に、評価委員の方々のコメントをいくつかご紹介させていただく。

島本委員からは、「モデル分析をやっているが、あくまで行政におもねるようなことなく、科学的な見地からきちっとしたデータを出して欲しい」といったような御要望があった。

箕浦委員からは、「コストを十分配慮した結果を出して欲しい」といった御要望があった。

肘井委員の方からは、「放射能汚染等の突発的な事項に対してはリーダーシップを発揮して研究を進めていただきたい」ということであった。

経塚委員の方からは、「内部統制の充実・強化に努めていただきたい」、片桐委員の方からは、「水源林造成事業にも研究結果を応用して欲しい」とのことであった。

早坂委員からは、「シカ対策等については、実際現場で困っている方と研究が少し遊離しているような感じがする。もう少し近づけていただきたい」といったような意見を頂いた。

8 月 30 日には、農林水産省独立行政法人評価委員会も終了したところである。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

本件の資料については、林野庁の公表状況を確認した後に公開するものとする。

(- 2) 平成 23 年度実地監査について

(西田監事) <資料 - 2 を説明>

監事監査の実施について予定を報告する。平成 23 年度については、本所と北海道支所、北海道育種場を実地に監査を行う。

日程については、2 枚捲って、表にまとめた「平成 23 年度監査計画に基づく実施日

程及び課題」をご覧いただきたい。

9月27日から29日にかけて、北海道支所と北海道育種場に関して現地で監査をする予定である。

それから、10月14日に研究分野に関し監査をする。課題責任者に集まっていたいただき、「伐出見積もりシステムを活用した施業集約化手法の開発」と「国産材安定供給体制構築のための森林資源供給予測システム及び生産シナリオ評価手法」について話を聞こうと考えている。

10月21日には、「施設の安全管理状況」、「労働安全・衛生管理の実施状況」、「有害物質、可燃性物質、放射性物質、高圧ガス等の危険物の管理状況」に関して話を聞く予定である。

11月に入って4日には、「内部統制の状況」について全般的な話を聞く予定である。

11月18日に関しては、「研究の取り組みと成果の広報の実施状況」について聞くとともに、「情報セキュリティや各種情報管理」に関し問題がないか聞く予定としている。

12月に入って2日に「物品・役務の入札・契約の適正な実施のための体制の整備状況」、「物品・役務の入札・契約の実施状況、特に、研究業務に関わる入札・契約の特殊性の改善」について話を聞く予定としている。

12月9日には、研究分野に関して、「多様な森林施業の確立に向けた樹木の成長管理手法の開発」と「多様な森林機能の評価・配置手法の開発」に関して、課題責任者から話を聞く予定である。

1月に関しては予備日ということで、時間的な調整がつかない場合には予備日を使うこととしている。

(町田理事)

9月27日から29日にかけては、両監事が行かれるということか。

(西田監事)

はい。そのとおりである。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(- 3) 平成23年度会計監査人の選任について

(総務部長) <資料 - 3を説明>

平成23年度の会計監査人の選任について、8月5日付けで農林水産大臣より選任請求どおり選任したとの通知を得ている。ご覧の資料のとおり、有限責任監査法人トーマツが選任されている。

今後の予定であるが、監査契約の締結を9月の中旬頃に行う予定である。なお、契約期間は、契約日から23年度財務諸表が大臣に承認されるまでの間となる。

(町田理事)

有限責任監査法人トーマツは初めて当所の会計監査人として選任されたことから、どのような形で会計監査を行うかということについて、プレゼンテーションをして欲しい。

(総務部長)

事前調査を含め、きちんと対応するように要請したい。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(- 4) 森林総合研究所本所節電状況についてについて

(総務部長) <資料 - 4 を説明>

本所の7月から8月の使用電力の最大値という観点で見ると7月11日がピークであった。基準電力値から15%削減の使用電力上限値に対して使用率は89%で11%余力があり、基準電力値3,000kWに対する節電率では24%を達成している。

8月15日から19日は休暇を集中して取ろうと本所で取り組んだが、この期間の使用率は79%から67%と大きな効果が出ているように見える。この間、職員の出勤率は約半分ほどであったが、それに加え、気温がかなり下がってきていたことも効果として出ているようである。ちなみに、22日以降も気温が下がっていたので前週に近い使用率となっている。

次に月毎の電力使用量を前年度と比較して見ると、7月が83%、8月が79%と大きな節電効果が出ている。4月から6月も80%台とかなり低く見えるが、原発事故直後から節電を呼びかけられており、本所においても既に節電に取り組んでいた。内容としては、エレベーター4基あるうち1基のみの稼働としたり、自動ドアを開放、パソコン等もなるべくオフにするというような対応をした。7月以降はこれらの対応に加え、電気ポット類は一切使用禁止にするとか、廊下の照明を消す、コピー機の台数も減らす、研究の大型機械類の使用時間を調整するなどに取り組み、このような結果が出た。

なお、先日、経済産業大臣から大口需要家の緩和措置が通知され、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置は、9月2日をもって終了することとなっている。ただし、林野庁長官から、節電努力は今後も続けていただきたいと要請が来ており、節電計画に基づく節電努力は9月一杯引き続き行うこととしている。

(審議役)

林木育種センターについては、小口需要者であるが、基準電力値が252kWで、15%削減の使用電力上限値が214kWとなっている。7月、8月の使用ピークは、8月11日であったが、上限値は下回った。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

次回の平成23年度第6回理事会は、10月20日木曜日開催予定となった。

3.閉会